

青森県報

第六百七十六号

令和五年
十月十八日
(水曜日)

目次

公 告

- 統合仮想化基盤用サーバライセンス使用権売買契約に係る一般競争入札……………(行政経営課) ……一
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表……………(漁港漁場整備課) ……四
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(道路課) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 男性警察官用冬制帽ほかの売買契約に係る指名競争入札……………(警察本部会計課) ……五
- 出先機関
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(上北地域県民局) ……七
- 議 会
- 青森県議会議員の請負の状況の公表に関する規程……………(総務課) ……七

公 告

統合仮想化基盤用サーバライセンス使用権売買契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年十月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書のとおりとする。

統合仮想化基盤用サーバライセンス使用権 一式

二 納入期限

令和五年十二月十五日

三 納入場所

青森県総務部行政経営課

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、物品の販売に係る契約において、OA機器又はソフトウェアの営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札の時までの間に、受けていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を

青森県総務部行政経営課長に提出し、確認を受けなければならない、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

3 提出期限

令和五年十月三十一日 午後五時

4 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

5 提出部数 一部

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

七 入札及び開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎 北棟二階B会議室

令和五年十一月七日 午前十一時

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記

載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の提出方法等

入札説明書による。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

本契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープあおもり和徳店

弘前市大字野田二丁目二の一八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
生活協同組合コープあおもり 青森市柳川二丁目四の二二 代表理事 小池伸二	生活協同組合コープあおもり 青森市柳川二丁目四の二二 代表理事 菅原正	令和 三・六・一五

三 届出年月日

令和五年九月二十六日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和五年十月十八日から令和六年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年二月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープあおもりいけ店
八戸市南類家三丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
生活協同組合コープあおもり 青森市柳川二丁目四の二二 代表理事 小池伸二	生活協同組合コープあおもり 青森市柳川二丁目四の二二 代表理事 菅原正	令和 三・六・一五

三 届出年月日

令和五年九月二十六日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和五年十月十八日から令和六年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年二月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第十二項の規定により、日本海北部地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部を廃止したので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和五年十月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

次に掲げる事項を記載した書類を青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び西北地域県民局地域農林水産部西北地方水産事務所（漁港漁場整備庁舎）に備え置いて縦覧に供する。

- 一 廃止の理由
- 二 特定漁港漁場整備事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項
- 三 事業実施箇所機能の發揮に関する事項
- 四 廃止したことによる影響に関する事項
- 五 今後の課題と対応に関する事項

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定役務の名称及び数量

- 1 特定役務の名称
餿頭坂土砂処理施設保管土砂処理（運搬・処分）業務委託

2 数量

PCB含有土（大型土のう入り、内容量一トン程度）千七百五袋

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県土整備部道路課
青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年九月十三日

五 落札者の名称及び住所

株式会社ジオレ・ジャパン
兵庫県尼崎市東浜町一の一

六 落札金額

一億四百二十七万七千八百円

七 落札者を決定した手続

入札説明書の要件要求を全て満たした者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年七月三十一日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定役務の名称及び数量

- 1 特定役務の名称
餿頭坂土砂処理施設低濃度PCB廃棄物処理（運搬・処分）業務委託

2 数量

低濃度PCB廃棄物であるアスファルトシート二万三千二十八キログラム、ドラム缶五千七百八十キログラム、ブルーシート二百六十六キログラム、フレコン百三十三キログラム

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県土整備部道路課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年九月二十一日

五 落札者の名称及び住所

オオノ開発株式会社

愛媛県松山市北梅本町甲一八四

六 落札金額

二千五万五千六百四十円

七 落札者を決定した手続

入札説明書の要件要求を全て満たした者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年八月七日

男性警察官用冬制帽ほかの売買契約に係る指名競争入札

次のとおり指名競争入札により契約を締結するので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第七条第一項の規定により公示する。

令和五年十月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 指名競争入札に付する事項

次に掲げる物品の売買とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

男性警察官用冬制帽ほか 総数五千八百六十七点

二 納入期限

令和六年三月二十九日

三 納入場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、衣料品の販売についてAの等級に格付された者であること。

3 指名競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札の時まで、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

五 指名されるために必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 指名通知された者以外で入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 指名通知された者以外で入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和五年十一月十三日までに、青森県警察本部会計課に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

六 入札説明書の交付場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

2 入札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部六階会議室

令和五年十一月二十八日 午前十時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二

号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合に

おいては、その全部又は一部の納付を免除する。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約

を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行

しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）

を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products

to be purchased:

Police officer's

Winter hat and others,

total of 5, 867 items

2 Place of delivery:

Aomori Prefectural Police HQ

3 Due date:

29 March, 2024

4 Time limit for tender:

28 November, 2023

(Please refer to a bid manual in time.)

5 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十月十八日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

- 一 物品等の名称及び数量
凍結防止剤供給単価契約 九九〇トン程度
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
上北地域県民局
十和田市西十二番町二〇の一・二
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和五年九月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社吉田産業十和田支店
十和田市元町西二丁目一の一・三
- 六 落札金額
一トン当たり四万七千二百七十八円
- 七 落札者を決定した手続
購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和五年八月十六日

議

会

青森県議会告示第二号

青森県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和五年十月十八日

青森県議会議長 丸 井 裕

青森県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、青森県議会議員（以下「議員」という。）が青森県に対し請負（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって青森県議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第二条 議員は、毎年六月一日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は青森県議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は青森県議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間）に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第一号二において同じ。）における青森県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

イ 契約締結日

ロ 請負の対象とする役務、物件等

ハ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

ニ 当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

二 前号二に掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第三条 議長は、前条第一項の規定による報告（同条第二項の規定による訂正の届出

があつた場合にあつては、当該訂正後の報告の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧)

第四条 第二条の規定による報告及び訂正の届出は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の届出の閲覧を請求することができる。

(委任)

第五条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、令和五年四月一日に始まる会計年度における請負から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭